

諮問庁：検事総長

諮問日：平成30年3月19日（平成30年（行情）諮問第150号）

答申日：平成30年6月6日（平成30年度（行情）答申第98号）

事件名：福岡地方検察庁における自動車の賃貸借契約書（特定期間のもの）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書3（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年12月12日付け福岡地検企第185号により福岡地方検察庁検事正（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

本件不開示事案のうち「型式」、「車両」は不開示とする理由の後段（法5条4号の不開示情報に該当）に該当せず、かつ、契約金額を記載しない賃貸借契約は商取引上不自然であり契約書の効力を失しているとの認識が一般的である。よって、原処分の取消しを求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示請求の内容及び処分庁の決定

（1）開示請求の内容

本件開示請求は、「福岡地方検察庁全体の平成28年度と平成29年度に購入（交換買い換え、リースを含む）した乗用自動車の契約書」を対象とした開示請求である。

（2）処分庁の決定

処分庁は、「平成28年4月1日付け自動車の賃貸借契約書」、「平成28年8月24日付け自動車の賃貸借契約書」及び「平成29年9月6日付け自動車の賃貸借契約書」を対象文書として特定した上、契約者である法人の代表取締役の印影を法5条2号イの不開示情報に該当するとし、また、「型式」及び「車両」等の記載を法5条4号の不開示情報に該当するとして、一部開示決定（原処分）をしたものである。

2 諮問の要旨

審査請求人は、不開示とされた「型式」及び「車両」の記載は、法5条4号の不開示事由には該当せず、また、契約金額を記載しない賃貸借契約は契約書の効力を失しているとの認識が一般的であるとして、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり理由を述べる。

3 諮問庁の判断及び理由

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、福岡地方検察庁において平成28年度及び平成29年度に締結した自動車の賃貸借契約に係る契約書である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法5条2号該当性について

原処分において不開示とした契約者である法人の代表取締役の印影は、当該契約書について、法人の代表取締役が真意に基づいて作成した真正な文書であることを示す機能を有しており、そのような印影を公にすれば、これを偽造され悪用されるなどのおそれがあり、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号イ）に該当すると認められる。

イ 法5条4号該当性について

原処分において不開示とした「保管場所」、「賃貸借物件」、「型式」、「車台番号」、「車両番号」、「装備品等」及び「車両」の記載は、福岡地方検察庁が保有する車両に関する情報である。

検察庁において保有する車両は、主に犯罪の捜査や刑罰の執行のために使用されるものであり、上記の不開示とした情報を公にすれば、福岡地方検察庁で使用する車両が特定され、被疑者等の事件関係者の尾行や事件関係者から極秘裏に事情を聴取する内偵捜査等の密行性が高い捜査活動を行うことに影響が生じるほか、具体的な事件の関係者から、捜査を妨害するためなどの目的で不当な働き掛けや妨害行為が可能となるとともに、過去の捜査・処理に反感を抱く者、罰金刑又は自由刑の執行を免れようと企む者など様々な者からも同様の不当な働き掛けや妨害行為がなされるおそれがあり、犯罪の捜査、公訴の維持及び刑の執行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

また、検察庁において保有する車両の具体的な装備品に関する情報が公になると、車両の性能が明らかになり、検察庁における捜査能力ひいては捜査態勢が推測可能となるため、被疑者等の事件関係者や罰金刑又は自由刑の執行を免れようと企む者に罪証隠滅や逃亡等

の対抗措置を講ずる余地を与えるおそれがあり、犯罪の捜査や刑の執行等に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

なお、請求人は、「型式」及び「車両」の記載は不開示情報に該当しない旨主張するが、これらを公にすれば、他の情報と照合することにより、検察庁の車両を特定することが可能となるほか、同種の車両の情報から、検察庁が保有する車両の乗車可能人数や排気量等の車両の性能を推測可能となるため、上記のとおり、事件関係者や刑の執行を免れようと企む者において、捜査を妨害するためなどの目的で不当な働き掛けや妨害行為がなされるおそれ、罪証隠滅及び逃亡等の対抗措置を講ずる余地を与えるおそれがあり、犯罪の捜査、公訴の維持及び刑の執行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、「保管場所」、「賃貸借物件」、「型式」、「車台番号」、「車両番号」、「装備品等」及び「車両」の記載は、公にすることにより、犯罪の捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（法5条4号）に該当すると認められる。

(3) その他請求人の主張について

請求人は、審査請求の理由として、契約金額を記載しない賃貸借契約は商取引上不自然であり契約書の効力を失しているとの認識が一般的である旨主張しているものの、契約書が効力を失っているか否かは不開示情報該当性の判断に影響を与えるものではないため、請求人の主張には理由がなく、上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上のとおり、本件開示請求に対し、処分庁が行った一部開示決定は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年3月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月26日 審議
- ④ 同年5月21日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年6月4日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる文書1ないし文書3である。

処分庁は、本件対象文書の一部を法5条2号イ及び4号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、上記の不開示部分

のうち、文書1ないし文書3の各自動車賃貸借契約書の別紙に記載された当該契約に係る車両の「型式」（文書1ないし文書3の関係）及び「車両」（文書2及び文書3の関係）の各欄の記載内容部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

本件不開示部分には、「型式」欄の記載内容部分に、福岡地方検察庁が特定会社から賃借した車両の型式が、「車両」欄の記載内容部分に、同車両の車名がそれぞれ記載されていると認められる。

車両の型式及び車名は、車両を特定する手掛かりとなり得る情報であることから、当該部分を公にすると、他の情報と照合することにより、福岡地方検察庁が特定会社から賃借した車両が特定される可能性が生じ、ひいては、当該車両の乗車可能人数や総排気量等の性能なども推測可能となることは、否定し難い。

そして、検察庁が行う業務の内容に照らせば、検察庁の車両は、被疑者等の事件関係者の尾行や事件関係者から極秘裏に事情を聴取する内偵捜査等の密行性が高い捜査活動を行う際や、罰金刑又は自由刑の執行の際など、主に犯罪の捜査や刑罰の執行のために使用されるものである旨の諮問庁の説明（上記第3の3（2）イ）は、不自然・不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情もない。

そうすると、本件不開示部分を公にすると、福岡地方検察庁において上記のような犯罪の捜査等のために使用される車両を特定することが可能となり、その結果、上記の密行性が高い捜査活動を行うことに影響が生じるほか、具体的な事件の関係者から、捜査を妨害するためなどの目的で不当な働き掛けや妨害行為が可能となるとともに、過去の捜査・処理に反感を抱く者、罰金刑又は自由刑の執行を免れようと企む者など様々な者からも、同様の不当な働き掛けや妨害行為がなされるおそれ、あるいは、罪証隠滅や逃走等の対抗措置を講ずる余地を与えるおそれがある旨の諮問庁の説明（上記第3の3（2）イ）は、首肯できる。

したがって、本件不開示部分は、これを公にすると、犯罪の捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められ、法5条4号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条2号イ及び4号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（本件対象文書）

文書1 平成28年4月1日付け自動車の賃貸借契約書

文書2 平成28年8月24日付け自動車の賃貸借契約書

文書3 平成29年9月6日付け自動車の賃貸借契約書